

2024年12月のDC制度改正を踏まえた対応事項

確定拠出年金業務部 業務チーム長 野崎 晃生

1.2024年12月のDC制度改正内容

はじめに、2024年12月のDC制度改正内容について改めて確認します。現行の制度では、企業型DCの拠出限度額について、DCとDB等の他制度を両方実施している事業主においては、月5.5万円の枠のうち、DB等の他制度の掛金額を、実際の掛金の金額の多寡にかかわらず、一律月2.75万円とみなし、残りの2.75万円を一律のDC拠出限度額としてきました。そのため、実際のDB等の他制度の掛金額が2.75万円より高ければ高いほど、実質的に税制上の優遇を多く受けるのと同じ効果があり、より公平性を重視するよう求める声もありました。そこで、本改正で導入される新制度では、このような声を踏まえ、各加入者が加入しているDB等の他制度の掛金に相当する額(DB等の他制度掛金相当額^{*1})を、DCの拠出限度額へと反映させる算定方式に変更されます【図表1】。

【図表1】企業型DCの拠出限度額

	現行	改正後(2024年12月1日施行)
企業型DCのみに加入する場合	月額5.5万円	月額5.5万円から、DB等の他制度掛金相当額を控除した額 ^{*2}
企業型DCと、DB等の他制度に両方加入する場合	月額2.75万円(5.5万円から一律2.75万円を控除)	

※1:他制度の掛金相当額とは、DB等の他制度ごとに、その掛金水準を企業型DCと比較可能な形で評価したもので、複数の「他制度」に加入している場合は、その合算となります。なお、「他制度」には、具体的には、DBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金が含まれます。

※2:DB等の他制度を実施していない場合(企業型DCのみに加入している場合)は、DB等の他制度掛金相当額は0円となりますので、結果としては従来通り月額5.5万円の拠出が可能です。

2.新制度と企業型DCにおける経過措置

新制度でDB等の他制度掛金相当額が2.75万円を超える場合、企業型DCの拠出限度額が減少してしまいます。そのため、経過措置として、施行日(2024年12月1日)時点の企業型DC規約に基づいた改正前の掛金を拠出することが認められています。これを旧制度(経過措置)と言い、引き続き企業型DCの拠出限度額は2.75万円となります。一方でDCの拠出限度額が増加する場合でも、後述の新制度適用の規約変更を行わない場合は旧制度(経過措置)が適用されます。旧制度(経過措置)適用有無は、実施事業所単位で定めま

す。2024年12月以降にDB給付設計またはDC拠出額算定方法が変更されると、経過措置は終了となります。

なお、iDeCoにおいては企業型DCのような経過措置はないため、2024年12月以降は一律新制度が適用され、DB等の他制度掛金相当額によっては、加入者のiDeCoの拠出額が減少する、あるいは拠出できなくなる可能性があるため、注意が必要です【図表2】。

【図表2】iDeCoの拠出限度額

	現行	改正後(2024年12月1日施行)
企業型DCのみに加入する場合	月額5.5万円から、企業型DCの事業主掛金を控除した額(月額2万円上限)	月額5.5万円から、企業型DCの事業主掛金およびDB等の他制度掛金相当額を控除した額(月額2万円上限)
企業型DCと、DB等の他制度に両方加入する場合	月額2.75万円から、企業型DCの事業主掛金を控除した額(月額1.2万円上限)	
DB等の他制度のみに加入する場合	月額1.2万円	

3.事業主様における実務的な対応事項

2024年12月のDC制度改正にあたり、事業主様には①経過措置適用有無の決定、②DB等の他制度掛金相当額の登録、の2点を対応いただく必要があります。

①経過措置適用有無の決定

自社におけるDB等の他制度掛金相当額の水準を踏まえて、経過措置を適用して現行制度を継続するか、新制度を適用するか、を決定します。新制度を適用する場合には、厚生局に事前申請を行い、規約を変更する必要があります。従来の法改正による制度改正では、法改正内容どおりの制度変更は事前申請不要であることが一般的でしたが、今般の制度改正においては、制度改正後の新制度を適用する場合に事前申請が必要であることに注意が必要です。逆に、経過措置を適用して現行制度を継続する場合にも規約変更は必要ですが、手続きとしては「軽微な変更」として届出不要とされました【図表3】。

【図表3】旧制度／新制度の規約変更イメージ

令和6年12月以降は以下の記載ぶりとする必要がある(旧制度の場合は届出不要)。

(別表第●)

実施事業所の名称(ア)	(イ)～(オ)	拠出区分期間(カ)	政令第11条各号の額を超える拠出(キ)	政令第34条の2各号該当性(ク)	個人型DCの加入の可否(ケ)	拠出限度額の経過措置の適用(コ)
XXXXXXXXXX	(略)	1月(各月)				旧制度(DC限度額2.75万円)
XXXXXXXXXX	(略)	1月(各月)				旧制度(DC限度額2.75万円)
XXXXXXXXXX	(略)	12月				新制度

令和4年10月の改正に伴い追加

(出所)厚生労働省HP

なお、経過措置を適用して現行制度を継続する場合／新制度を適用する場合のいずれにおいても、企業型DCの拠出限度額やiDeCoの拠出可能額が変わること等を従業員に周知する必要があるものと思われます。

②DB等の他制度掛金相当額の登録

2024年12月のDC制度改正にあたり、企業年金連合会が運営する「企業年金プラットフォーム」において、DB・企業型DC・iDeCoの加入者データを管理・突合し、拠出限度額をチェックする運営が始まります。企業型DC加入者のDB等の掛金相当額は記録関連運営管理機関(RK)を通じて企業年金プラットフォームに連携する仕組みとなるため、DBと企業型DCの両方を実施する事業主様は、記録関連運営管理機関(RK)にDB等の他制度掛金相当額を登録する必要があります。具体的な登録方法等については、今後各運営管理機関やRKから案内があるかと思いますが、各事業主様においては、自社のDB等の他制度掛金相当額の確認やDC加入者のデータ作成や管理に使用されている自社システムがあれば改修の計画策定を始める等の準備が必要です。

4.新制度適用による制度活用に向けて

自社のDB等の他制度掛金相当額が2.75万円を下回る場合には、2024年12月のDC制度改正により、企業型DCの拠出枠が拡大することとなります。拡大する企業型DCの拠出枠を活用するためには、新制度を適用する必要がありますが、活用方法には主に以下①②の2つのパターンがあります。

①事業主掛金を増額する…この場合、事業主掛金増額の原資を決める必要があります。退職一時金やDB等の一部をDCに移行するのであれば、当該制度の変更手続きも必要になります。加入者掛金(マッチング拠出)がある制度の場合、事業主掛金の増額に合わせて、マッチング拠出も変更するかどうか検討が必要です。

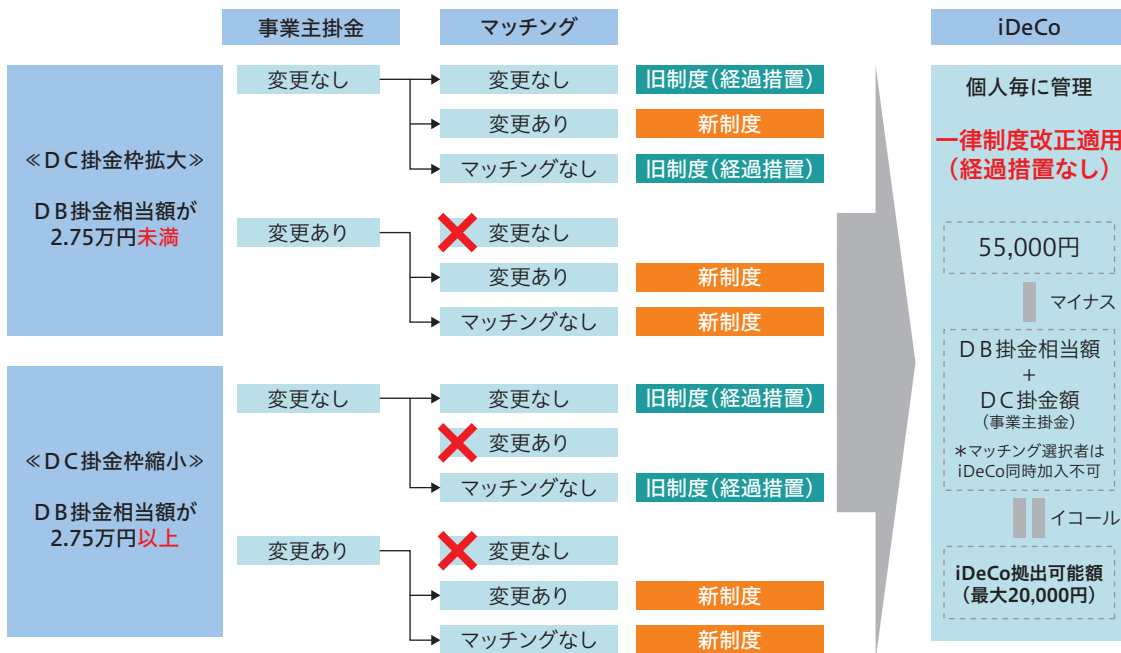
②加入者掛金(マッチング拠出)を増額する…事業主掛金は変更せず、マッチング拠出を増額することも可能です。現行制度では、マッチング拠出は事業主掛金の額以下かつ事業主掛金との合計が拠出限度額(DBありの場合2.75万円)以下である必要があり、例えば、高年齢層において事業主掛金とマッチング拠出の合計額を拠出限度額以下にするため、事業主掛金よりもマッチング拠出の額が少なくなっているケースがあります。このような場合、拠出枠が広がることで、マッチング拠出の額を事業主掛金と同額まで増額できる可能性があります。**今般のDC制度改正により、自動的にマッチング拠出の額と事業主掛金との合計が2.75万円を超えて拠出できるようになるわけではなく、あくまで2.75万円を超えて拠出できるようにするには、新制度として規約変更の事前申請が必要なので注意してください。**

なお、こうしたケースはあまりないかもしれませんが、自社のDB等の他制度掛金相当額が2.75万円を上回りDCの拠出枠が縮小するケースにおいても、DB等の他制度掛金相当額を用いた新たな拠出限度額を適用し、事業主掛金またはマッチング拠出の額を変更する場合は新制度となり、規約変更の事前申請が必要です。

また、企業型DCの拠出額は変更せず、iDeCoによって拡大した拠出枠を活用するという考え方もあるでしょう。この場合は特に企業型DCの規約変更の申請等は必要ありませんが、新制度により、iDeCoの拠出可能額が変わることを従業員に周知し、活用を促すのが効果的です。

以下【図表4】に各パターンのフローチャートを示します。

【図表4】DB等の他制度掛金相当額と新制度/旧制度/iDeCoの関係



2024年12月のDC制度改正は、長く続いた「DBありの場合の企業型DCの拠出限度額は一律2.75万円」から「企業ごとにDB等の他制度掛金相当額を評価し、公平できめ細かい拠出限度額とする」制度変更となっています。改めて自社の制度の見直しを通じ、処遇・福利厚生制度としての充実を図るとともに、それを従業員の皆さまにも積極的に周知し、利用を促すことで、従業員の皆さまのファイナンシャル・ウェルビーイングの向上を実現させるべく、ぜひともこの機会を活用いただきたいと思います。

以上